

申告に必要なものリスト



全ての方が必要なもの

- 個人番号カード(マイナンバーカード)
※市役所・半田税務署(半田赤レンガ建物)で申告する方は、提示のみ(コピー不要)。それ以外の会場で申告する方は、コピーの添付が必要です。
※マイナンバーカードをお持ちでない方は、【番号確認書類】と【本人確認書類】が必要です。
【番号確認書類】 通知カード(記載事項に変更のないもの)・住民票の写し・住民票記載事項証明書(いずれも個人番号の記載があるものに限る)のいずれか
【本人確認書類】 運転免許証・パスポートなど
- 金融機関口座番号が分かるもの
(所得税の還付が発生した際に必要)
- 「確定申告のお知らせ」のはがき
(税務署から送られてきた方のみ)

該当する場合に必要なもの

- 給与・公的年金・退職所得の源泉徴収票(令和5年分のもの)
- 完成している収支内訳書(青色申告の方は半田税務署へ)
- その他収入に係るもの
(配当の支払通知書・個人年金の支払証明書・保険会社などからの一時金支払証明書など)
- 配偶者・被扶養者の所得の分かるもの
(配偶者控除・配偶者特別控除などを受ける方のみ)
- 社会保険の領収書・支払証明書
(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料など)
- 生命保険料・地震保険料などの保険料控除証明書
- 医療費控除の明細書(医療費の領収書のみでは申告不可)
- 寄付金の受領証など(ワンストップ特例を申請した方も併せて申告する必要あり)
- その他控除に係るもの
(障害者手帳・障害者控除対象者認定書・学生証など)

医療費控除の申告には、明細書の作成が必要です。

医療費控除を受ける場合は、あらかじめ、領収書・医療費通知を基に作成した明細書を作成してから申告してください。
※医療費の領収書と合計額のみを提出しても、控除を受けることはできません。
※医療費通知の添付で、医療費控除の明細記載を省略できます。
※医療費控除の明細書は、国税庁ウェブサイト・税務課に用意しています。

所得税・市県民税の申告受付が始まります

税務課 ☎(45)6217
半田税務署 ☎0569(21)3141 ※自動音声案内「0」を選択



市ウェブサイト

申告が必要な方



所得税の確定申告が必要な方

所得税の確定申告 2月16日(金)～3月15日(金)

- 主な収入が公的年金で、次のいずれかに該当する方
 - 公的年金の収入が400万円を超える方
 - 公的年金以外の所得金額の合計が20万円を超える方
- 主な収入が給与で、次のいずれかに該当する方
 - 給与の収入が2000万円を超える方
 - 給与所得・退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方
 - 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与の収入額と給与所得・退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方
- 営業などの各種所得の合計から所得控除額を差し引き、その金額に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方



市県民税の申告が必要な方

市県民税の申告 2月8日(木)～3月15日(金)

- 所得税の確定申告義務がない方でも令和6年1月1日現在、市内に居住し、次のいずれかに該当する場合は、市県民税の申告が必要です。
※申告をしないと国民健康保険税の軽減措置が受けられない場合や各種証明書の発行ができない場合があります。
- 公的年金収入が400万円以下で、次のいずれかに該当する方
 - 公的年金以外に20万円以下の所得がある方
 - 医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除などを市県民税で受ける方
 - 主な収入が給与で、年末調整をしている給与所得以外に20万円以下の他の所得がある方
 - 営業等所得・農業所得・不動産所得などがあり、所得税の確定申告義務がない方
 - 非課税収入(遺族年金・障害年金・失業給付金など)のみの方
 - 令和5年中に収入がなく、国民健康保険に加入している方や家族の扶養に入っていない方



確定申告で納めた税金が戻る方

所得税の還付申告 2月8日(木)～3月15日(金)

- 公的年金収入が400万円以下で源泉徴収税額があり、医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除などを受ける方
- 給与所得者で年の途中で退職後、再就職せず、年末調整を受けなかった方
- 給与所得者で年末調整後、源泉徴収税額があり、次のいずれかに該当する方
 - 医療費控除を受ける方
 - 寄附金控除を受ける方

【市県民税の申告】・【所得税の還付申告】の市役所での申告受付会場は、**2/8(木)**から開設します。
申告書の提出箱は、2/1(木)から市役所1階税務課窓口を設置します。

市職員による市役所2階会議室での申告受付

対象	日時 (土・日・祝日を除く)
<ul style="list-style-type: none"> 市県民税の申告 所得税の還付申告 ※年金所得や給与所得のみの方は、2/8(木)～15(木)の期間をお勧めします。	2/8(木)～3/15(金) 9:00～16:00
<ul style="list-style-type: none"> 所得税の確定申告 	2/16(金)～3/15(金) 9:00～16:00

- ▶ 次の項目に該当する場合は、「半田税務署(半田赤レンガ建物)による申告相談」【18頁参照】をご利用ください。
※市職員の申告受付では、作成指導ができません。
- 営業等・農業・不動産所得の収支内訳書の作成に関すること
 - 青色申告
 - 株式・土地などの譲渡所得、先物取引・配当などの分離課税、山林所得、損失の繰り越しの申告、暗号資産の申告、外国税額控除の申告、贈与税・消費税の申告
 - 住宅借入金等特別控除の1年目の所得税の確定申告
 - 過年分の確定申告
(令和4年分以前の申告・修正申告・更正の請求)

市県民税・所得税の申告書作成と提出について

市役所での申告受付は、30分ごとの**定員制**で実施します。
※初日と週の始めは、大変混み合います。近隣の商業店舗施設の駐車場などへの駐車は、お控えください。
※営業等・農業・不動産所得の方は、完成している収支内訳書をお持ちください。
※外国人の方の申告は、ケースによって作成指導できないことがあります。

常設のパソコンや自分のスマホで、確定申告書を作成するブースも開設します。

会場に設置したパソコンとカードリーダーなどを使って、自分で申告書を作成できます。ぜひご利用ください。

1/22(月) 予約受付開始!

当日待ちなし! スマホなどで申告受付の予約ができます

希望日時の3開庁日前の17:00までにご予約ください(電話・直接窓口での予約不可)

市ウェブサイト 申告受付予約

オンライン予約手順

- 市ウェブサイトから予約サイトへアクセス
- 日時を選択し、申告する方の氏名・連絡先などの必要事項を入力し、送信
- 予約完了メールの受信を確認し、当日まで保存

申告受付の流れ

- 受付番号の取得
 - オンライン予約の方
予約時間の10分前に、必要書類を持ってお越しください。
 - 当日受付の方
当日の8:30から会場前の受付で番号配布(先着順・受付数に上限あり)
- 書類チェック
- 指定時間に会場へ ※指定時間まで入場できません。
- 申告書の作成・提出へ

書類はそろっていますか? 提出前にチェック!

来場までに、セルフチェックシートを完成させてお持ちください。

税理士による無料申告相談

対象	日時(土・日・祝日は除く)		場所
● 所得税・消費税などの確定申告	① 2/16(金)～26(月)	9:30～12:00	東海市立商工センター 市役所2階会議室
	② 2/16(金)～22(木)	13:00～16:00	
● 所得税の確定申告	③ 2/26(月)～3/1(金)	9:00～12:00 13:00～16:00	市役所2階会議室

※譲渡所得・山林所得・贈与税の申告は、相談対象外。詳細は、①②半田税務署・③税務課へお問い合わせください。
 ※消費税の申告は、所得・帳簿などの状況により、半田税務署(半田赤レンガ建物)の申告会場へ案内することがあります。
 ※混雑の状況により、受付を早めに締め切ることがあります。 ※営業等・農業・不動産所得の方は、完成している収支内訳書をご持参ください。

半田税務署(半田赤レンガ建物)による申告相談



対象	場所	日時(土・日・祝日は除く)	
● 住宅借入金等特別控除の1年目の所得税の確定申告 (一定の要件に該当する方のみ)	半田赤レンガ建物 (半田市榎下町8)	2/13(火)～15(木)	9:00～17:00
● 所得税・消費税などの確定申告 ● 贈与税の申告		2/16(金)～3/15(金) (2/25(日)は開設)	

- ※1 会場内への入場は、「入場整理券」を用いて案内します。整理券は、LINEを通じて事前に発行するほか、当日会場でも配布します。詳細は、国税庁ウェブサイトでご確認ください。
- ※2 事前に名古屋国税局ウェブサイト「住宅借入金等特別控除チェック表」で、適用要件・必要書類をご確認ください。要件に該当した方で、医療費控除対象の方やふるさと納税のある方(ワンストップ特例の申請をした方を含む)は、併せて申告が必要です。
- ※3 期間中は、半田税務署内で申告書の作成指導は行いません。半田赤レンガ建物への直接の問い合わせは、ご遠慮ください。

マイナンバーカードとスマホで簡単！ オンライン申告

できる限りオンラインでの申告書作成や、郵送での提出にご協力ください



マイナンバーカード読み取り対応のスマホ、またはICカードリーダーライターをご用意ください。

所得税の確定申告

※令和5年分の確定申告の作成は1/4(木)から可能

- STEP 1 国税庁ウェブサイトの確定申告書等作成コーナーへアクセス
- 国税庁確定申告書等作成コーナー

【事前におすすめ】
マイナポータル連携

- STEP 2 申告書を作成
- ※スマホで申告する場合、給与所得の源泉徴収票を撮影すれば自動入力できます。

- STEP 3 e-Taxで送信して提出
- ※作成した申告書を印刷して提出することもできます。添付書類とともに税務課の提出箱に提出または郵送で半田税務署(〒475-8686住所不要)へ。

市県民税の申告

※令和5年分の電子申告の作成は1/9(火)から可能

- STEP 1 市ウェブサイトの市県民税の電子申告案内ページへアクセス
- 市ウェブサイト
(個人市民税・県民税申告の電子申告案内ページ)

- STEP 2 申告書を作成
- 収入0円の方→申告書作成(収入0円の方限定)
その他の方→住民税試算システム

- STEP 3 ぴったりサービスで送信して提出
- ※作成した申告書を印刷して提出することもできます。添付書類とともに税務課の提出箱に提出または郵送で税務課(〒474-8701住所不要)へ。

税務署職員がスマホでの確定申告をお手伝いします

- ▶ 日時 2/1(木)・2(金)・5(月) 1日7回開催 各1時間程度
- ▶ 場所 市役所2階201・202・203会議室
- ▶ 定員 各6人(先着順) ▶ 料金 無料
- ▶ 対象 マイナンバーカードとカード読み取り対応のスマホをお持ちで、令和5年分の所得税の確定申告で給与所得または公的年金などの雑所得があり、ふるさと納税の寄付金などを申告する方
- ▶ 申込 1/4(木)から市ウェブサイトまたは電話で税務課へ。

